

九州防衛局達第2号

改正 平成31年 2月27日九州防衛局達第2号
改正 令和 2年12月22日九州防衛局達第11号
改正 令和 5年 3月31日九州防衛局達第 6号
改正 令和 6年 3月27日九州防衛局達第 3号

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第53条の規定に基づき、九州防衛局の物品管理に関する達を次のように定める。

平成28年3月29日

九州防衛局長 川嶋 貴樹

九州防衛局の物品管理に関する達

（目的）

第1条 この達は、九州防衛局（以下「局」という。）における物品の取得、保管、供用及び処分（以下「管理」という。）を適正かつ効率的に行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（通則）

第2条 九州防衛局における物品の管理については、物品管理法（昭和31年法律第113号。以下「法」という。）、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号。以下「政令」という。）、物品管理法施行規則（昭和31年大蔵省令第85号。以下「省令」という。）、及び防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「訓令」という。）、防衛省の図書管理に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第60号。以下「図書管理訓令」という。）その他法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この達における用語は、訓令及び図書管理訓令の例による。

（物品の分類及び番号等の標示）

第4条 訓令第3条第3項の規定により、別表第1のとおり類別する。

（消耗品の範囲）

第5条 訓令第3条第2項第1号に規定する消耗品は、原則として取得単価5万円未満の物品とし、経済価値、使用実態、反覆使用等の状況を考慮し決定するものとする。

（物品供用官）

第6条 訓令第10条の規定により物品供用官に指定する官職及びその事務の範囲は、別表第2のとおりとする。

(物品の管理に関する計画)

第7条 訓令第15条の規定により物品管理官(分任物品管理官を含む。以下同じ。)が定める物品の管理に関する計画は、政令第43条第1項に定める物品及び物品管理官が必要と認める物品の調達に関する計画とする。

(物品の取得等の手続)

第8条 政令第24条第2項の規定による通知は、訓令別記様式第11(第33条関係)に所要の事項を記入することにより行うものとする。

(物品を使用する職員の確認)

第9条 物品供用官(熊本防衛支局及び防衛事務所においては物品管理官)は、政令第27条又は省令第21条の規定に基づき物品を使用する職員又はその主任者を明らかにする場合は、物品供用簿(熊本防衛支局及び防衛事務所においては物品管理簿)に所要の事項を記入するものとする。

(管理換の手続き)

第10条 物品管理官は、他の物品管理官との間で管理換をしようとするときは、九州防衛局長(以下「局長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、局内での管理換及び訓令第18条第1項各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ当該承認があったものとみなす。

(寄附受け)

第11条 物品の寄附の申し出を受けた者は、遅滞なく、その旨を物品管理官に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた物品管理官は、当該物品を寄附受けすることが適当であると認めたときは、訓令第23条の規定により、20万円未満のものについて局長の承認を受けるものとする。

3 物品管理官は、大臣からの寄附受けの指示及び局長からの寄附受けの承認があった場合、訓令別記様式第41(第40条関係)により寄附受けするものとする。

(修理又は改造の手続き)

第12条 第9条の規定は、契約担当職員が法第26条第2項の規定による請求に基づき必要な措置をした場合に準用する。

2 物品管理官は、支出負担行為担当官から物品の修理又は改造の契約完了の通知を受けた場合において、当該物品を国以外の者に引き渡す必要があるときは、訓令別記様式第39(第40条関係)により引渡しを行うものとする。

3 各自衛隊に委託修理する場合の手続きは、各幕僚長等の定めるところ

ろによる。

(返納及び不用決定の手続き)

第13条 物品供用官は、供用の必要のない物品又は供用することができない物品がある場合には、訓令別記様式第15(第33条関係)の返納事由欄にその理由を明記して、物品管理官に報告するものとする。

2 物品供用官は、前項の報告をする場合は、当該物品の状況を判断するために必要な資料を添付するものとする。

3 物品管理官は、単価50万円未満の物品について不用の決定をすることができる。

4 前項の規定に基づく不用決定は、訓令別記様式第8(第29条関係)を準用して行うものとする。

5 省令第33条において準用する省令第5条第1項の規定による通知は、訓令別記様式第3(第6条関係)を準用して行うものとする。

(物品使用職員の責務)

第14条 物品を使用する職員は、供用を受けた物品を常に良好な状態で使用するよう努めなければならない。

(物品亡失、損傷等報告書の添付書類)

第15条 訓令第34条第6項の規定により物品管理官が物品亡失、損傷等報告書に添付する資料は、亡失又は損傷(以下「亡失等」という。)内容に応じ次の各号のうち必要な書類とする。

(1) 使用職員の作成する供述調書又は現場立会者の作成する事実調書

(2) 亡失等の発生した場所及びその周辺の略図又は写真

(3) 盗難又は火災により亡失等をした場合は、警察又は消防官署の発行する証明書

(4) 損傷状況の写真

(5) 亡失又は損傷が公務中に発生したことを証明できる資料

(6) 亡失又は損傷の現場にいた者の事実証明書

(7) 物品管理官の所見

(8) その他弁償の責任にかかる裁定をする場合に参考となる資料

(現況調査)

第16条 物品管理官は、その管理する物品について、毎会計年度1回その他必要と認めた場合に物品の現況調査を行うものとする。

2 物品管理官は、必要があるときは物品管理官の指定する者に、現況調査を命ずるものとする。

3 現況調査は、保管する物品及び供用中の物品について、現品と記録との不符号又は異常の有無について行うものとする。

(検査)

第17条 政令第44条第1項の規定に基づき毎会計年度1回行われる検査は、10月に実施するものとする。

2 訓令第45条第1項第2号の規定による局長の命ずる者は、別途定めるものとする。

3 訓令第45条第2項の規定による局長の指定する者は、物品管理官とする。

(委任規定)

第18条 この達の実施に関し、必要な事項は物品管理官が定める。

附 則

この達は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日九州防衛局達第2号)

この達は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月22日九州防衛局達第11号)

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日九州防衛局達第6号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日九州防衛局達第3号)

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

物品類別表

分類	細分類	番号	種類		
防衛用品	非消耗品	1	椅子類		
		2	卓子類		
		3	箱棚台類		
		4	印章類		
		5	車両及び軌条		
		6	車両雑具類		
		7	医療用機具類		
		8	事務用機械器具類		
		9	文具類		
		10	印刷製本用具類		
		11	音響照明通信機器類		
		12	写真光学用具類		
		13	測定機器類		
		14	時計類		
		15	装飾造作用具類		
		16	寝具被服類		
		17	冷暖房用具類		
		18	非常用具類		
		19	清掃用具類		
		20	カバン類		
		21	厨具類		
		22	工作木工器具類		
		23	衛生用		
		24	レクリエーション用具類		
		25	試験用具類		
		26	雑具類		
		27	不用品		
		28	甲種図書		
		消耗品	1	用紙類 (印刷用紙含む)	
			2	帳簿類	
			3	証紙類	
			4	文房具類	
			5	印刷製本用具類	
			6	写真用雑具類	
			7	燃料油類	
			8	電気用雑品類	
			9	印章版木類	
			10	清掃用雑品類	
			11	冷暖房雑品類	
			12	厨房用品類	
			13	薬品・薬用雑品類	
			14	営繕用具類	
			15	会議用雑品類	
			16	レクリエーション用雑品類	
			17	車両用雑品類	
			18	印刷物類	
			19	雑品類	
			20	共通消耗品	
			21	その他	
			22	不用品	
			23	乙種図書	
			重要物品		「物品増減及び現在額報告書に記入する物品の品目の表示について (昭. 40. 4. 6 蔵計第808号)」の別表による

別表第2（第6条関係）

物品供用官指定官職表

物品供用官	物品供用官代理	事務の範囲
九州防衛局総務部 総務課総務係長	九州防衛局総務部総務課課 長補佐（総務、企画、審査 担当）	九州防衛局総務部における物品 （図書類）供用に関する事務
九州防衛局総務部 総務課厚生係長	九州防衛局総務部総務課課 長補佐（人事、厚生担当）	九州防衛局における物品（厚生 物品）の供用に関する事務
九州防衛局総務部 会計課総務係長	九州防衛局総務部会計課課 長補佐（総務、会計、管理 担当）	九州防衛局総務部における物品 の供用に関する事務（図書類、 厚生物品を除く）
九州防衛局企画部 地方調整課総務係 長	九州防衛局企画部地方調整 課課長補佐（総務、企画担 当）	九州防衛局企画部における物品 の供用に関する事務（厚生物品 を除く）
九州防衛局調達部 調達計画課総務係 長	九州防衛局調達部調達計画 課課長補佐（総務、企画担 当）	九州防衛局調達部における物品 の供用に関する事務（厚生物品 を除く）
九州防衛局管理部 業務課総務係長	九州防衛局管理部業務課課 長補佐（総務、業務担当）	九州防衛局管理部における物品 の供用に関する事務（厚生物品 を除く）
長崎防衛支局 総務課総務係長	—	長崎防衛支局総務課における物 品の供用に関する事務
長崎防衛支局 装備課管理係長	—	長崎防衛支局装備課における物 品の供用に関する事務